

児童福祉法に基づく行政処分について

児童福祉法（以下「法」という。）に基づく監査を実施した結果、障害児通所給付費の不正請求及び不正又は著しく不当な行為等があったことから、同法の規定に基づく行政処分を行った。

1 行政処分の対象

【開設者】

法人名 株式会社しあわせカンパニー
所在地 金沢市畝田中1丁目120番地2
代表者 代表取締役 西尾 基成

【事業所】

事業所名 からだサポートげんき
所在地 金沢市荒屋1丁目107番地
サービス種類 児童発達支援、放課後等デイサービス
指定年月日 令和元年12月1日

2 行政処分の内容

事業所に係る指定の一部効力の停止

（令和3年4月23日から令和3年10月22日まで（6か月）の新規利用者の受入停止）

3 処分の事由

- （1）法第21条の5の24第1項第5号違反（障害児通所給付費の不正請求）
令和2年5月から10月の間、当該事業所で出勤実態がない保育士を配置していたとし、延べ992日分の児童指導員等加配加算2,110,545円（金沢市利用者分）を不正に請求し受領した。
- （2）法第21条の5の24第1項第10号違反（不正又は著しく不当な行為）
保育士1名について、不正に児童指導員等加配加算を取得するため、当該事業所で出勤実態がないにも関わらず、配置していたとする虚偽の勤務表を作成し、市に体制届を提出した。
- （3）法第21条の5の24第1項第6号違反（帳簿書類の虚偽作成）
保育士1名について、不正に児童指導員等加配加算を取得し続けるため、当該事業所で出勤実態がないにも関わらず、配置していたとする虚偽の出勤簿および勤務表を作成し、実地指導の際、市に提出した。
また、児童指導員1名について、当該事業所での出勤実態がないにも関わらず、配置していたとする虚偽の出勤簿および勤務表を作成し、実地指導の際、市に提出した。